

第3表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
就農支援資金 貸付金	千円 158,984	政府貸付金の 借 入 入 入 入 入	無利子	21年以内 (うち据置期 間10年以内) 半年賦元金 均等償還	千円 78,086	(補 正 前 に 同 じ)		

平成15年度熊本県中小企業振興資金特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の中小企業振興資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ971,229千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,025,021千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		350,667	△ 82,744	267,923
	1 一般会計 繰入金	350,667	△ 82,744	267,923
2 繰越金		1,395,587	△ 194,003	1,201,584
	1 繰越金	1,395,587	△ 194,003	1,201,584
3 諸収入		4,316,233	1,441,026	5,757,259
	1 貸付金 元利収入	4,316,233	1,441,026	5,757,259
4 県債		991,305	△ 193,050	798,255
	1 県債	991,305	△ 193,050	798,255
歳入合計		7,053,792	971,229	8,025,021

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 商 工 費		2,786,071	△ 536,001	2,250,070
	1 中 小 企 業 振 興 資 金	2,786,071	△ 536,001	2,250,070
2 公 債 費		2,917,215	2,357,736	5,274,951
	1 公 債 費	2,917,215	2,357,736	5,274,951
3 諸 支 出 金		1,350,506	△ 850,506	500,000
	1 繰 出 金	1,350,506	△ 850,506	500,000
歳 出 合 計		7,053,792	971,229	8,025,021

第2表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
中 小 企 業 金 業 振 興 資 資 金 費 貸 付 事 業	千円 991,305	中小企業総合 事業団貸付金 の借り入れ	年4.1% 以 内	20年以内 (うち据置期 間5年以内) 年賦元金均 等償還	千円 798,255	(補 正 前 に 同 じ)		

平成15年度熊本県母子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の母子寡婦福祉資金特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ216,842千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金			80	80
	1 一般会計 繰入金		80	80
2 繰越金		107,575	△ 80	107,495
	1 繰越金	107,575	△ 80	107,495
歳 入 合 計		216,842		216,842

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民 生 費		151,042		151,042
	1 母 子 寡 婦 福 祉 資 金	151,042		151,042
歳 出 合 計		216,842		216,842

平成15年度熊本県用品調達基金管理事業特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の用品調達基金管理事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28,135千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		28,201	△ 13,244	14,957
	1 基金繰入金	28,201	△ 13,244	14,957
2 繰越金			13,178	13,178
	1 繰越金		13,178	13,178
歳入合計		28,201	△ 66	28,135

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		28,201	△ 66	28,135
	1 用 度 費	28,201	△ 66	28,135
歳 出 合 計		28,201	△ 66	28,135

平成15年度熊本県収入証紙特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の収入証紙特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,000,000千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 証紙収入		2,907,000	△ 114,000	2,793,000
	1 証紙収入	2,907,000	△ 114,000	2,793,000
2 繰越金		193,000	14,000	207,000
	1 繰越金	193,000	14,000	207,000
歳 入 合 計		3,100,000	△ 100,000	3,000,000

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 諸支出金		3,100,000	△ 100,000	3,000,000
	1 繰出金	3,100,000	△ 100,000	3,000,000
歳 出 合 計		3,100,000	△ 100,000	3,000,000

平成15年度熊本県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成15年度熊本県の港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ26,984千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,964,669千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 使用料及び 手数料		695,591	△ 2,984	692,607
	1 使用料	695,591	△ 2,984	692,607
2 県 債		200,000	△ 24,000	176,000
	1 県 債	200,000	△ 24,000	176,000
歳 入 合 計		3,991,653	△ 26,984	3,964,669

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		904,370	△ 26,984	877,386
	1 港 湾 費	904,370	△ 26,984	877,386
歳 出 合 計		3,991,653	△ 26,984	3,964,669

第2表 繰越明許費

款	項	金 額
1 土 木 費		千円 19,000
	1 港 湾 費	19,000
合 計		19,000

第3表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
1 庁舎等管理業務	平成16年度	千円 123,852
2 事務機器等賃借	平成16年度	199

第4表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
港 湾 整 備 費 事 業 費	千円	(借入先) 財務省、日 本郵政公社、 公営企業金融 公庫、会社、 その他		30年以内 (うち据置期 間5年以内) 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還 等	千円			
	200,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行 (その他) 工事その他 の都合により、 一部もしくは 全部を翌年度 以降に繰り下 げて借り入れ することができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。	年10% 以 内	但し、県財 政の都合によ り、繰上償還 をなし、又は 借り換えをす ることができる。	176,000	(補 正 前 に 同 じ)		